

仕様等に関する質問に対する回答書

NO	質問	回答
1	直近5年間の年度毎の、事故件数と対人対物それぞれの保険金支払金額をお教えてください。	別表のとおりです。
2	直近5年間の年度毎の、落札保険料をお教えてください。	令和5年度 ￥11,158,620.- 令和4年度 ￥7,425,030.- 令和3年度 ￥2,994,240.- 令和2年度 ￥6,611,660.- 令和元年度 ￥5,908,610.-
3	現契約で付帯されている特約名称をお教えてください。	対物賠償落下物取片づけ費用対象外特約 対物賠償酒気帯び等運転対象外特約 事業マネジメントに関する特約 対物賠償の補償範囲に関する特約 保険料に関する特約 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約 全車両一括特約 変更確認書不発行特約 臨時自動車代替特約
4	現契約で付帯されている特約名称をお教えてください。ただし、自動付帯されるものは除きます。	対物賠償落下物取片づけ費用対象外特約 対物賠償酒気帯び等運転対象外特約 事業マネジメントに関する特約 対物賠償の補償範囲に関する特約 保険料に関する特約 全車両一括特約 変更確認書不発行特約
5	酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で運転している場合に生じた事故を不担保とするのは対物事故のみで対人事故は対象でしょうか	対象となります。
6	事故発生時のレンタカー費用特約は不担保でしょうか	不担保とします。

7	<p>事故防止に関する項目①～③について、全て当てはまっているという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>① 安全に関する方針・行動指針を定めている。</p> <p>② 職員に対して、事故防止や安全に関するメッセージを発信している</p> <p>③ 車両の日常点検を実施し、車内の整理整頓をするように方針を定めている。</p>	お見込みのとおりです。
8	<p>その他実施している事故防止の対策がございましたら、ご教示ください。</p>	安全運転に関する職員向け研修を実施しています。
9	<p>仕様書に掲載の車両データは、いつ時点でのデータですか？</p> <p>保険始期である 7 月 1 日までに増減車が生じた場合、その差額保険料はすみやかに精算できますか？</p>	<p>令和 6 年 1 月末時点のデータとなります。</p> <p>増減車が生じた場合、契約後に精算を行います。</p>
10	<p>保険期間中の増減車に係る保険料精算は、毎月報告・期末一括精算で問題ありませんか？</p>	可能です。
11	<p>契約車両の変更があった場合、メール・郵送での非接触による手続きは可能ですか？</p>	可能です。
12	<p>ロードアシスタンス等、仕様書記載の「示談交渉付きの対人賠償、対物賠償」以外の補償は一切不要との認識で合っていますか？</p>	仕様書 5 (2) に記載の事項が補償内容となります。
13	<p>直近 5 年間の年度毎の、事故件数と対人対物それぞれの受領した保険金の金額と事故内容をお教えてください。</p>	別表のとおりです。
14	<p>事故の際のご担当窓口は、所有区局所管課および市民局連絡調整課であるとの理解で合っていますか？</p>	お見込みのとおりです。
15	<p>直近 3 年間で、自動車事故軽減のための有償サービスを利用していませんか？利用している場合は、サービス名称、サービス内容、実施時期をご教示ください。</p>	利用しておりません。
16	<p>市民局職員の年齢構成割合を 10 歳刻みにてご教示ください。</p>	当該事務の実施にあたり、年齢構成割合の把握は行っておりません。なお、区役所で保有する車両のため、運転をするのは主に各区役所職員となりますが、区役所職員についても同様となります。
17	<p>市民局職員のゴールド免許保有率をご教示ください。</p>	ゴールド免許保有率の把握は行っておりません。なお、区役所で保有する車両のため、運転をするのは主に各区役所職員となりますが、区役所職員についても同様となります。

18	<p>道路交通法第65条第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で運転している場合に生じた対物事故を不担保としてよろしいでしょうか。</p>	不担保とします。
19	<p>補償の範囲の運転者を、組織に所属する全ての国家公務員、地方公務員（特別職、臨時・非常勤職員（アルバイト）、短時間勤務職員（パートタイマー）、日雇い等を含みます。）また、請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の職員に準ずる地位にある者以外の者を、対象外としてよろしいでしょうか。</p>	対象外とします。
20	<p>通勤中の補償を対象外としてよろしいでしょうか。 （通勤中とは就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路および方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとします。なお、労働災害補償制度における「通勤災害」の概念と同一とします）</p>	対象外とします。
21	<p>車に貨物の積載はありますか？ もし、ないようでしたら対物賠償落下物片づけ費用を不担保としてよろしいでしょうか。</p>	所有区局が各区となっている車に貨物があることから、積載の可能性はありますが、不担保とします。
22	<p>レッカー現場急行サービス（レッカー牽引・搬送等）やクイック修理サービス（故障・トラブルでの現場応急作業）を不担保とすることは可能でしょうか</p>	可能です。
23	<p>アルコールチェッカーの導入はしておりますでしょうか。</p>	全区役所で導入しています。
24	<p>ドライブレコーダーの導入はしておりますでしょうか。</p>	一部の区役所で導入しています。
25	<p>運転される方向けに、外部講師（警察や安全運転協会、保険会社等）による安全運転講習を実施しておりますでしょうか。実施されている場合、その内容はレジュメ等で確認できますでしょうか</p>	<p>実施しています。 実施内容の確認については、個別に外部講師の許可を得たうえで、対応をさせていただく必要がございます。</p>

26	Web上で契約を一元管理できるサービス(増車・減車・車両入替の通知もWeb上で行うことが可能)にお申込みいただくことは可能でしょうか。(費用の発生はなし)	可能です。
27	増車・減車など保険期間中途での変更時に通常作成される「自動車保険変更手続き完了のお知らせ(変更確認書)」の発行を省略することは可能でしょうか。	可能です。
28	事故を減らす取り組みの一環として、交通安全講習会の実施や交通安全ビデオ貸与による安全運転教育実施およびアンケート形式での安全運転診断実施にご協力いただくことは可能でしょうか。(費用の発生はなし)	可能です。

別表

当課で把握している過去5年間の区役所庁用車等の事故概要 (R6. 4. 26時点)

※賠償金額が発生したもののみ

※令和3年度はうち1件、令和4年度はうち1件、令和5年度はうち2件が未決済案件です。

※主な事故の内容は対物事故となります。

	事故件数	対人賠償額		対物賠償額		賠償額合計
		件数	金額	件数	金額	
令和元年度	9件	0件	0円	9件	1,094,882円	1,094,882円
令和2年度	11件	2件	419,179円	12件	1,655,304円	2,074,483円
令和3年度	12件	2件	62,160円	10件	1,717,639円	1,779,799円
令和4年度	8件	1件	977,639円	8件	1,615,291円	2,592,930円
令和5年度	12件	3件	1,344,209円	12件	1,648,283円	2,992,492円